

# 総務 常任委員会

## 平成23年度仙北市 一般会計予算

**問** 市税の財産差し押さえについて、悪質なケースは別だが、本人の口座に給料等が振り込まれた瞬間に差し押さえる事はいかなるものか。

**答** 差し押さえをする場合は、職員個人ではなく、スタッフ全員で情報を出し合い協議して、総合的に判断し、やむを得ず行っている。

## 仙北市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

平成23年度は6部24課体制となる。

**問** 医療局と政策推進課との関わりはどのようになるのか。

**答** 現在、政策推進課の職員が併任で医療局の業務を行っている。政策推進課に病院・医療改革部門を置く事により、市長部局との窓口の役割も兼ね備えている。職員数は現在2名で、将来的には診療所を含めた広範な医療の在り方について検討したい。

**問** 徴収の基本は、本人との面談のうえ相談を受ける事であるが、数回の訪問でも不在の場合は、不在通知を置くという手順をスタッフ内で申し合わせるにしている。差し押さえに向かわなければならぬ状況は、本人と全く連絡が取れない場合が多く、相談して頂ければ、例えば減免申請等、それなりの対応の術がある。

**問** 地方交付税は今後減少して行くのか。また、市町村補助金はどのようなものか。

**答** 交付税の試算段階では、例年より3.6%増と見込んだが、若干減つ



納税者の立場に立った対応を

て3.32%増であった。また、合併補助金総額は3億9,000万円であるが、18年度は950万円、19年度は2億6,862万円、20年度は1,340万円、21年度は770万円いた

だいており、残額は9,000万円程となっている。

本案に対して、反対の立場から、次の討論があった。

### 討論

市税の財産差し押さえにより、生活困窮状態に陥る可能性も考慮し、実行に当たっては十分な精査に基づく判断と、納税者の立場に立って考えて欲しい。また、木質バイオマス施設については、安定的な施設稼働が不透明である状況下での予算編成であり、あまりにも不確実な要素が懸念される概算での予算編成は、原則として市とすべき方法ではない。

## 平成22年度仙北市 一般会計補正予算 (第11号)

**問** 雑入、木質バイオマス管理運営費負担金の関係について、負担金は9月以後の分の電気代と燃料費であるとの事だが、それ以前の分についても月島機械に責任があるのではないか。協議の場で請求したのか。

**答** バイオマス施設が順調に稼働しなかった事からチップの問題も含め、月島機械と再三協議を行い、9月以後の分について合意に至ったところである。

**討論** 実証実験が不十分なままの設備を導入し、その結果として稼働が十分でなかった為、後になつてから月島機械から負担金をいただく事態に陥った。かかる事態を繰り返さない為に、月島機械に対して、きちんとした対応を求めるべきである。

### ○採決の結果

平成23年度仙北市一般会計予算並びに平成22年度仙北市一般会計補正予算は賛成多数で可決し、予算案8件、条例関係10件、その他2件は全会一致で可決した。

(田口(寿) 記)



地域医療再生に取り組む医療局